

昭和四十八年九月二十一日提出
質問 第二四号

養蚕振興法早期制定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年九月二十一日

提出者 小沢貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

養蚕振興法早期制定に関する質問主意書

経済の成長と国民所得水準の向上に連れて、絹の需要は増大しており、これからもますます伸びるものと思われる。

ところが、最近における生糸の国内自給率は七〇パーセント以下に低下しようとしているため、需給の均衡は専ら外国製生糸輸入のいかに依存している状況である。

このため、先般みられたように価格の暴騰、買占めに発展して織物業者や一般消費者からもその安定が強く要請されている。一方繭を生産する養蚕農家は、他の産業に比してその相対的低収益性のため経営の転換を迫られ、養蚕農家減少の原因となつている。しかし反面、年間一、〇〇〇キログラム以上の大規模経営養蚕農家が芽生えつつある地域もある。

更に、現実の問題として技術の進歩により人工飼料養蚕が、稚蚕人工飼料養蚕のみならず、全

齡人工飼料養蚕までも具体化されようとしており、養蚕農家に大きな不安を与えつつある。

このため、養蚕の経営指導と技術普及の担い手である蚕業改良普及制度はますます重要な役割を果たすべき使命を帯びてきている。

以上の情勢を踏まえて少なくとも次に示す事項、すなわち

- 一 生糸需要の長期見通しに即した繭生産目標の設定
- 二 効率的な養蚕経営基本指標の設定
- 三 地域振興計画の設定
- 四 生産目標、経営指標、地域振興計画達成のための国の施策及び災害対策
- 五 蚕業改良普及制度の確立
- 六 人工飼料養蚕の計画的導入
- 七 その他養蚕振興についての重要事項

等を内容とする養蚕振興法の制定を急ぐべきであると思うが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。